

議第149号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成29年12月 4 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 4 号および第 5 号中「 4,250 円」を「 5,100 円」に改め、同項第 6 号中「 3,000 円」を「 3,600 円」に改める。

付 則

この条例は、平成30年 1 月 1 日から施行する。